

## 【相談者＝土地所有者 の場合】

町田市長 様

### 土地利用相談における意向確認書

相談地に隣接して私が所有している土地（以下「隣接地」）については、現時点で新たな土地利用の予定はありません。

相談地 町田市○○○○○○○○○○○○○○○○（の一部）

つきましては、下記の事項を了解した上で本相談を行います。

#### 記

- 1 隣接地の土地利用を計画する場合は、『「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準（町田市）』（以下「審査基準」）における開発許可制度（第1章）の内容を遵守し開発区域を設定します。
- 2 1により開発区域の設定を行った結果、本相談内容の見直しが必要となる場合は、法令及び審査基準を遵守し計画変更します。
- 3 第三者に隣接地の所有権を移転する場合は、新所有者（所有権移転先）が本相談内容及び審査基準（第1章の内容を含め土地利用を計画する場合の注意点）を理解していることを事前に確認します。
- 4 その他、第三者による隣接地の土地利用にあたり、審査基準の適正運用のため必要となる場合は、第三者への本相談に関する情報提供等に協力します。

相談者

住所 △△△△△△△△△△△△△△△△△△

氏名 □□□□□□（自署又は押印）

**【相談者≠土地所有者 の場合】**

町田市長 様

土地利用相談における意向確認書

相談地に隣接する同一所有者の土地（以下「隣接地」）については、土地利用の予定はありません。また、土地所有者としても、現時点で隣接地の土地利用の予定がないことを確認しています。

相談地 町田市○○○○○○○○○○○○○○○○（の一部）

つきましては、下記の事項を土地所有者ともに了解した上で本相談を行います。

記

- 1 隣接地の土地利用を計画する場合は、『「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準（町田市）』（以下「審査基準」）における開発許可制度（第1章）の内容を遵守し開発区域を設定します。
- 2 1により開発区域の設定を行った結果、本相談内容の見直しが必要となる場合は、法令及び審査基準を遵守し計画変更します。
- 3 土地所有者が第三者に隣接地の所有権を移転する場合は、新所有者（所有権移転先）が本相談内容及び審査基準（第1章の内容を含め土地利用を計画する場合の注意点）を理解していることを事前に確認します。
- 4 その他、第三者による隣接地の土地利用にあたり、審査基準の適正運用のため必要となる場合は、第三者への本相談に関する情報提供等に協力します。
- 5 3及び4のため、土地所有者とは連絡を密に取り合い情報共有に努めます。

相談者

住所 △△△△△△△△△△△△△△△△△△

氏名 □□□□□□（自署又は押印）